

2022年5月23日

## R&amp;I格付アウトルック——消費者金融

## 1. 決算状況と事業環境

国内の個人向けカードローン市場はコロナ下で引き続き縮小し、消費者金融専門各社の営業債権残高は伸びず、営業収益は減少傾向で推移した。実需に紐づいたカードショッピングや個品割賦に比べると、資金使途を問わない無担保ローンに対する需要の回復はやや遅れている。

業態別でみると専門のマーケットは資金需要が相対的に旺盛な顧客が多いこともあり、銀行やカード会社といった他業態よりもいち早く底打ちしている。新規申込や成約に至る件数はコロナ前と同等の水準に戻りつつある。アイフル（証券コード:8515、発行体格付=BBB-）は規模で優れる上位他社と遜色ない新規顧客を獲得、返済圧力を打ち返して増収を確保した。

営業収益の減少に加え、利息返還請求費用の下げ渋りを受けた追加の引き当てが目立つなど、利益への下押し圧力も強かった。請求件数は減る一方、訴訟に至るケースが増えるなど返還単価が上昇傾向にある。今後、資金需要が回復し営業債権残高が増加していく中でも、コロナ下で減少した貸倒関連費用や広告宣伝費は営業収益の増加に先行して増える見通しで、収益力の改善は緩やかに進むとみている。

## 2. 格付上の注目点

主力とするプロパーローンや信用保証は資金需要の変動の影響を受けやすく、市場の回復動向が最大のポイントになる。総量規制のもと大幅な成長が展望しづらいマーケットにおいて、市場シェアの変化にも注目している。コロナ下ではスマートフォン（スマホ）経由での獲得・利用が加速しており、アプリを主戦場とした利便性・秘匿性・即時性の優劣により差が付きそうだ。LINEをはじめとした新規参入事業者はスマホをベースとした顧客基盤を背景に非対面領域での競争力が高く、小口利用客を中心に一定の需要を取り込んでいる。専門としてはこうした新規参入事業者と競争する一方、新たな顧客基盤の開拓に向けて信用保証や債権回収で連携を探る重要性も増してこよう。

債権全体の質が大きく劣化する懸念は小さいとみている。総量規制の導入効果もあり、多重債務者は比較的低下水準に抑制されている。利息返還請求は過年度に比べると大きく減少し、経営に与える影響は小さくなってきた。もっとも、コロナ問題が長期化し、一部の業種で負の影響が累積していることもあり、不良債権はやや増加している。返済条件の緩和を経て入金が続いている債権が中心で、全体として過度に懸念する状況にないとはみているが、債権の質の動向には引き続き注意を払う必要がある。

## 3. 個別企業の動向と信用力の方向性

アコム（8572、A+）、アイフルの格上げなど、直近1年間ではポジティブな格付アクションが続いた。国内カードローン市場における専門大手の高い競争力や、今後の利息返還請求リスクの減少などを踏まえると、コロナ後に向けて中期的に事業リスク評価・財務リスク評価が向上していくとのR&Iの見通しを反映したものだ。R&Iにおけるグループ企業の格付の考え方の改定を受け、中核銀行からのサポートをより強く反映したことも影響している。

今後の信用力の改善要素についてはおおむね織り込んでおり、格付の安定性は高いと考えている。国内カードローン市場への集中度が高いことから、クレジットカードなど市場の影響を受けづらい事業の強化や、高い成長性・収益性が期待できる海外事業の拡大が進むようなら信用力にプラスと評価できる。

SMBC コンシューマーファイナンス（AA-）および新生フィナンシャル（A-/ポジティブ）は銀行グループの100%子会社で経営の一体性は極めて高く、格付は親会社の信用力と連動する可能性が高い。

シニアアナリスト：肝付 卓也

■お問合せ先 : マーケティング本部 カスタマーサービス部 TEL. 03-6273-7471 E-mail. infodept@r-i.co.jp  
■報道関係のお問合せ先 : 経営企画室(広報担当) TEL. 03-6273-7273

格付投資情報センター 〒101-0054東京都千代田区神田錦町三丁目22番地テラススクエア <https://www.r-i.co.jp>

信用格付は、発行体が発行する金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見であり、事実の表明ではありません。また、R&Iは、信用リスク以外のリスクにつき意見を表明するものではなく、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&Iは、信用格付に際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っており、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&Iは、信用格付（変更・取り下げ等を含む）に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。信用格付は、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき<https://www.r-i.co.jp/docs/policy/site.html> をご覧ください。